個別リハビリ申込書

ご自宅や施設という住み慣れた環境で受けられる自費訪問リハビリを実施しております。一人ひとりの目標に合 わせて、機能維持や向上を目指した特別な運動プログラムを用意しています。自費リハビリには時間や回数の制 限がございませんので、自由に選択が可能です。定期的な機能評価や適切な自主トレーニング指導も行ってお り、それぞれ日常生活へのアドバイスをいたします。

【サービス内容】

個別の訪問リハビリ

①40分コース 7260円(税込)

②60分コース 10890円 (税込)

ふりがな	
お申込者様	氏名:
	住所:〒 TEL (自宅・携帯):
ふりがな	<u>'</u>
ご利用者様	氏名: 住所:〒 施設名:
	NOW II
ご希望コース (時間)	□ 40分コース □ 60分コース
頻度	週1回 週2回 週3回 月1回 月2回(隔週) その他
主な疾患	
介護度	□ 要支援1□ 要支援2□ 要介護1□ 要介護2□ 要介護3□ 要介護4□ 要介護5
ご希望内容	
□ サービス規約にあたり、利用規約(別紙)を確認の上、同意します。	
年	合同会社感謝ケアサービス 〒488-0830 月 日 愛知県尾張旭市東印場町4-12-12
	info@kanshacares.co.jp ジャンファー では、

 \bigcirc

FAX:050-3172-4566

営業時間:9:00~18:00

※ご家族様、またはご利用者様の自署を お願い致します。

氏名:

合同会社 感謝ケアサービス

個別訪問リハビリテーション利用規約

合同会社感謝ケアサービス

この利用規約(以下、「本契約」という。)は、合同会社感謝ケアサービス(以下、「当社」という。)が提供する個別訪問リハビリテーションサービス(以下、「本サービス」という。)の利用条件を 定めるものです。ご利用の皆様(以下「利用者」という。)は、本契約に同意いただいた上で、本サービスを利用するものとします。

第1条(サービス内容)

- 1. 当社は本契約に従い、利用者の健康と生活の質向上を目指し、介護予防の一環として機能訓練を実施しています。機能訓練は、利用者がその有する能力に応じて、可能な限り自立し た日常生活を営むことができるよう、施設スタッフと連携し身体機能や認知機能の維持・向上を支援し、日常生活をより自立的に送るための取り組みです。利用者の訓練プログラムは専門 家(担当療法士)によって作成され、利用者の目標や能力に合わせて個別にカスタマイズされます。利用者の心身の状態や進捗を把握し、適切なアドバイスや指導を提供することで、より 効果的な訓練の実施をサポートしています。利用者の健康と安全を最優先に考え、機能訓練を通じて豊かな生活の実現を支援しています。
- 2. 申込書に記載する時間及び頻度のサービスを提供いたします。但し、時間及び頻度は当社・利用者双方の合意により随時変更できるものとします。
- 3. 担当者の退職やエリア移動等により、やむを得ず担当を変更する場合がございます。 その際は事前にご相談させていただきます。
- 4. 本サービスは保険適用外の自費サービスです。 医療費控除の対象になるかどうかは税務署の判断となりますので、管轄の税務署にお問合せ・ご相談ください。
- 第2条(利用料金、支払方法及び支払い時期)
- 1. 利用者は本サービスの対価として、当社が定める利用料金を支払うものとします。但し、下記の場合には利用料金に加えて交通費をあわせて請求いたします。
- ① 当社から、片道20キロメートル以上 1000円(税込) ② 当社から、片道10キロメートル以上 600円(税込)
- 2. 上記1に定めるサービス利用料金は1ヵ月ごとに計算し、当月料金の合計額と明細を請求書に付して翌月10日前後に利用者またはその家族に配布・送付いたします。
- 3. 利用料金の支払い方法

※①②どちらも困難な場合はリハビリ担当者にご相談ください。

① 銀行振込

利用月の翌月27日までに当法人の指定口座(請求書に記載)へお振込みください。

② 口座振替

口座振替依頼書をご提出いただき、利用月の翌月27日(休日の場合は翌営業日)にご登録の口座から引落しいたします。

4. 領収書は希望者にのみ発行しております。

領収書が必要な方はリハビリ担当者または本社へお知らせください。(0561-78-2266) ※領収書の再発行はいかなる場合でもいたしかねます。

第3条(担当専門職員の交換等)

本契約において「訪問療法士」とは、所定の研修を受けた上で役務に従事している専門職員をいうものとします。利用者は、選任された訪問療法士の交替を希望する場合には、当該訪問 療法士が業務上不適当と思われる事情、もしくは交替を希望する理由を明らかにし、訪問療法士の交替を申し出ることができます。その場合は、役務利用上の不利益が生じないよう十分 配慮するものとします。

2. 担当療法士が体調不良等の理由により訪問できない場合は、代替の訪問療法士を人選し、利用者及びその家族に連絡します。

第4条(災害時対応)

1. 自然災害等(台風・地震・大雪等)で訪問が困難な場合、当社スタッフの身の安全のためやむを得ず訪問を中止・短縮させていただく場合がございます。

第5条(緊急時対応)

1. 当社は実際にサービスの提供を行っているときに利用者の容態の急変が生じた場合、速やかに施設従事者に連絡を取るとともに施設対応に順じます。

第6条(損害賠償)

1. 当社及び利用者は本規約内容に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対しその賠償を請求することができます。また、当社は福祉事業者総合 賠償責任保険にて対応いたします。

第7条(相談·苦情対応)

1. 当社は苦情対応の責任者及び連絡先を明らかにし、当社が提供したサービスについて利用者、利用者の家族又は後見人からの苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要 な対応を行います。ただし、効果については個人の症状に応じ効果の期待できるプログラムの提供に最大限努めますが、必ずしも効果の保証をするものではありません。

【苦情対応責任者】代表取締役 齋場 瑠美 【連絡先】0561-78-2266

第8条(サービスの中止・変更・追加)

- 1. 利用者はサービスのキャンセル・振替、又はサービスの利用を変更・追加することができます。
- 2. 利用者はサービス実施日の前営業日午後17時までに通知することで、キャンセル料金を負担することなくサービスの利用を中止することができます。ただし、無断キャンセル及び前営 業日17時以降の予約のキャンセル又は変更は、通常一般料金1回分の100%をキャンセル料としてお支払いいただきます。この場合の料金は第2条に定める他の料金の支払いと併せて 請求します。但し、当社の都合や判断による予約の変更・キャンセルはこの限りではありません。
- 3. 当社は、利用者が感染症などの他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患にかかった場合、サービスを中止できます。

第9条(サービスの中断・変更・終了)

- 1. 利用者はご希望の中断日を一定期間内(1ヵ月程度)に当社へ連絡し、いつでも本サービスを一時中断することができます。書面による手続きは不要です。急な中断の場合は、中断が 決定次第速やかに当社へ連絡することとします。
- 2. 利用時間や利用頻度はリハビリ担当者と相談の上、いつでも変更することができます。但し、スタッフの空き状況により、ご希望に添えない場合もございます。
- 3. 以下の場合は本サービスの提供を終了いたします。
- ① 利用者が上記1の中断状態から復帰が困難な場合
- ② 本サービスの提供が困難な身体状態の場合
- ③ 利用者が急変、医療施設等へ入院した場合
- 4. 上記 3 の他、利用者はその他やすを存得ない事情がある場合、14日前までに当社に対して理由を示した通知をすることで、いつでも本サービスを終了することができます。書面による手 続きは不要です。
- 5. 次の事由に該当した場合は、利用者またはその家族へ文書で通知することで直ちに本サービスの契約を解除ができます。
- ① 利用料金の支払いが2ヵ月以上遅延し、料金を支払うように勧告したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合
- ② 本サービスを継続しがたいほどの迷惑行為・背徳行為(セクシュアルハラスメント・暴力なども含む)を行った場合
- ③ 利用者またはその家族が当社及び本サービス提供の従事者に対して、風説を流布し偽計・威力を用いて当社の信用を毀損する、または当社の業務を妨害する行為(メール、SNS、 ブログ、その他手段を用いた誹謗・中傷なども含む)
- ④ 人員不足により、必要なサービスを行うことができなくなった場合
- 6. 利用者が連絡なく無断で訪問を終了した場合、終了により受けた損害の相当分の金額を利用者またはその家族に請求できます。

第10条(秘密保持)

- 1. 当社は利用者から提供される個人情報を利用者へのサービス・情報提供の目的以外では一切使用いたしません。法的な要請等の正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者 及びその家族又は後見人の個人情報を第三者に開示または提供することはありません。この守秘義務は、本契約終了後も継続します。
- 2. 本サービスを提供するうえで、連携を図るなどの正当な理由がある場合には、利用者またはその家族の個人情報を用いることができるものとします。但し、個人情報の提供は目的の範 囲内で最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこととします。
- 3. 利用料金の引落しの為にご提出いただいた口座振替依頼書に関しましては、各金融機関へ提出いたします。口座情報は料金収納の目的以外では一切使用いたしません。 第11条(協議事項)
- 1. 本契約に定めのない事項、又は本契約に疑義が生じた場合は、当社・利用者の協議により解決するものとします。